

布田南部自治会 会員の皆様へ

令和3年6月17日
会長 河江 秀俊

6月21日以降の自治会運営について

平素は自治会運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

皆様、不要不急の外出の自粛、3密の回避等、不自由な生活を余儀なくされておられることかとお察し申し上げます。

かかる時期こそ地域の連携は更に重要だと思いますが、自治会運営も新型コロナウイルス感染症防止のため、慎重を期して参りたいと思います。

感染防止対応のため延長された3回目(感染力の強い変異ウイルスが広がる中での)の緊急事態宣言も6月20日をもって解除され、東京都に対しては、6月21日より7月11日まで「まん延防止等重点措置」が適用されますが、6月21日以降の役員会・自治会館の使用を下記の通りに考えますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

1. 役員会（拡大役員会含む）

①役員会（役員の方）

7月度役員会；7月3日（土）午後7時30分より

②拡大役員会（新旧区長・班長、会長・副会長・各部長の方）

7月10日（土）に下記のとおり実施します。

拡大役員会については、3密回避のため、以下の通り分散しての開催にします。

(1階) 第5区の班長・第6区の班長；午後6時から

(2階) 第1区の班長・第2区の班長；午後6時から

(1階) 第3区の班長；午後7時から

(2階) 第4区の班長；午後7時から

引き継ぎをしますので、各新旧区長・班長さんの出席をお願いします。また、出席できない方は前任班長さんと個別での引き継ぎを実施して頂くよう、お願い申し上げます。

2. 自治会館の使用については、6月21日以降は通常どおりの使用とさせていただきますので、3密回避、入館時の検温・消毒の実施、換気の実施をして使用して下さい。当面は、会員皆様の健康保持を第一に考え、慎重に取り進めてまいりますので、格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(以上)